

動物愛護管理法改正と 実験動物の飼養及び保管並びに苦 痛の軽減に関する基準について

「研究機関等における動物実験等の実施
に関する基本指針」等に関する説明会

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

動物愛護管理法の改正

平成17年6月に議員立法で成立・公布
平成18年6月1日より施行

（改正内容）

基本指針、推進計画の策定、動物取扱業の適正化、特定動物の飼養等規制の全国一律化、動物を科学上の利用に供する場合の配慮 その他

動物愛護管理法の改正

実験動物の福祉の向上

3 Rの原則の規定

苦痛の軽減 (Refinement)

代替法の活用 (Replacement)

使用数の減少 (Reduction)

前提

「実験動物の福祉向上」と「動物実験の適正化」は似ているが異なる問題

現時点では行政による許認可規制ではなく、自主管理により適正化が図られるべき

動物愛護管理法における 実験動物に関する基準等

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

- ・動物の飼養保管に関するよるべき基準
- ・苦痛を与えない方法、事後措置に関するよるべき基準

動物の処分方法に関する指針

- ・できる限り苦痛を与えない処分方法に関する必要な事項

実験動物の飼養及び保管等の基準の改定

昭和55年に策定された、実験動物の飼養保管方法、苦痛の軽減方法、安楽殺処分の実施方法に関して定めたガイドライン

策定後25年が経過、法改正で3Rの原則が法律に明記されたこと等から改定を検討

中央環境審議会動物愛護部会のもとに実験動物小委員会を設置し、検討

答申(平成18年3月23日)

告示(平成18年4月28日)

改定の基本的な考え方 1

-改定の背景及び必要性-

- ・基準策定後、約25年が経過。
- ・その間、実験動物の福祉に係る理念が国内外で普及・定着。
- ・また、法改正により3Rの原則が明記されたことを受けて、自主管理を基本とした実験動物の福祉の仕組みづくりに向けた動きが具体化してきていた。
- ・一方、家庭動物の飼養保管基準の改定(H14)、展示動物の飼養保管基準の改定(H16)が行われたが、これらの改定基準の内容等との整合性の確保も必要とされた。

改定の基本的な考え方 2

-改定の主なポイント-

- (1) 基準の構成(項目立て)の整理
- (2) 「実験動物の福祉」に係る基本的考え方の充実
- (3) 委員会の設置や細目の策定等による本基準の普及啓発の推進
- (4) 各種配慮事項の追加
 - 動物の記録管理の適正化
 - 人と動物に共通する感染性の疾病に係る知識の習得等
 - 施設廃止時の取扱い
 - 実験動物生産施設における繁殖方法等

改定の基本的な考え方 3

-改定の主なポイント-

(5) 各種配慮事項の内容の充実

飼養及び保管の方法

導入時の順化順応、飼養保管時の動物種の組合せ

施設の構造等

広さ、温度等の飼養環境、衛生的・安全な構造

危害等の防止

逸走及び飼養者の危険防止に係る施設の構造及び強度、施設及び動物の数の点検、有毒動物飼養時の配慮事項、逸走時の連絡と捕獲、緊急事対策に関する計画の作成

輸送時の取扱い

なるべく短時間の輸送方法、適切な温度管理等

実験動物の福祉向上
環境省

動物実験の適正化
動物実験を監督する省庁
(文科・厚労・農水省など)

実験動物の福祉の向上

遵守指導等の協力依頼

(実験動物福祉も踏まえた)
動物実験の適正化

普及啓発等

指導監督等

実験動物・動物実験機関
「福祉向上」と「適正化」を併せた規程を作成し、委員会を設置。